

## 府中市ごみ減量化処理機器貸出要綱

平成29年5月23日

府中市要綱第69号

### (目的)

第1条 この要綱は、市民に対し、ごみ減量化処理機器（以下「処理機」という。）を貸し出すことにより、処理機の普及を促進し、もって生ごみの自家処理の推進及びごみ減量に対する意識の高揚を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「ごみ減量化処理機器」とは、機械的に厨芥類の容量を減少させる機器（以下「電動式生ごみ処理機」という。）又は土中の微生物を利用して厨芥類を堆肥化させる機器（以下「生ごみ堆肥化容器」という。）をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱による処理機の貸出しの対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 同一年度において、この要綱による処理機の貸出しを受けていない者

### (貸出しの期間)

第4条 処理機を貸し出す期間（以下「貸出期間」という。）は、次の各号に掲げる処理機の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 電動式生ごみ処理機 4週間
- (2) 生ごみ堆肥化容器 12週間

### (申込み)

第5条 処理機の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書により市長に申込みをしなければならない。この場合において、申込みは、運転免許証、健康保険証その他の申込者本人であることを証明する書類を提示して行うものとする。

### (承諾)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込者が対象者であるか否かを審査し、対象者であると認める場合は、処理機の貸出しを承諾するものとする。

2 前項の規定による承諾は、貸出期間を定めて行うものとする。この場合にお

いて、貸出期間の初日の決定は、申込みの順序による。

3 市長は、第1項の規定による承諾をしたときは、当該申込者に対し、前項に規定する貸出期間を記載した貸出票を交付するものとする。

(処理機の引渡し)

第7条 市長は、前条第3項の規定による貸出票の交付を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、貸出期間の初日以降に、市の窓口において処理機を引き渡すものとする。

(遵守事項)

第8条 処理機の運搬及び使用に係る費用は、使用者がこれを負担するものとする。

2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理機を生ごみの処理以外の用途に使用しないこと。
- (2) 処理機の形状を変更し、又は改造をしないこと。
- (3) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 処理機に異常が認められた場合は、直ちに使用を中止し、速やかに市長に報告すること。

(処理機の返却)

第9条 使用者は、市長に対し、貸出期間が終了する日までに、市の窓口において処理機を返却しなければならない。

2 使用者は、処理機を返却しようとするときは、引渡しのと同等の状態にしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により同等の状態で破碎機を返却することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(承諾の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、貸出しの承諾を取り消し、処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が、偽りその他不正の手段により貸出しの承諾を受けたとき。
- (2) 使用者が、第8条第2項に規定する事項に違反したとき。
- (3) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害の報告及び賠償)

第11条 処理機を損傷し、又は滅失した使用者は、遅滞なくその旨を市長に報告し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による故障その他市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

(免責)

第12条 使用者による処理機の使用等において、市の責めによらない理由により発生した使用者又は第三者の損害について、市はその賠償の責めを負わない。

(様式)

第13条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。